

第13回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時 平成22年11月18日(木) 午前9時32分～午後0時04分

場 所 船橋市役所9階第1会議室

出席委員 森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、
上杉委員、柴田委員、石井委員、木野内委員、佐藤委員、黄木委員、
小関委員、大岩委員

欠席委員 なし

市 職 員 込山健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、伊藤保育課課長補佐、
小原児童家庭課長、高山児童育成課長、香取療育支援課長

事 務 局 健康福祉局子育て支援部保育計画課
鈴木課長、古島課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事

次 第 1. 議事 (1) 提言について
(2) その他

傍聴者の定員、実数 定員20名、傍聴者14名

会議の公開、非公開の区分 公開

○会長

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第13回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

今日は、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は全員ご出席です。最後の回ですので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず、会議の公開ですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので公開とし、また、傍聴人の定員につきましては、20人とすることを決めさせていただきました。

なお、本日の傍聴希望者は14人いらっしゃいます。どうぞ、お入りいただきください。

〔傍聴人入場〕

○会長

傍聴人の方に申し上げます。注意事項がお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

1. 議 事

(1) 提言について

○会長

それでは、本日の議事を進めます。

まず、議事1です。今日は、この提言について最終の議論となりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局から、資料1から3までについて説明をお願いいたします。

○保育計画課長

では、資料のご説明をいたします。

資料1をご覧ください。前回の会議で、会長から議論案をお出しいただき、それをもとにご議論いただきました。事務局では、前回の議論案に、会議でのご意見、文書でお出しいただいたご意見を加筆修正する形で、会長のご指示をいただきながら、提言書(案)として作成いたしました。

また、当日配付となりましたが、提言書の資料編として資料3を提言書の後ろに付ける予定です。

なお、資料編にはガイドライン(案)も含まれておりますが、これは次にご説明いたします(仮称)船橋市公立保育所民営化準備委員会でご検討をお願いいたしますので、今後変わることが十分あり得る、あくまでも現段階の案であることをご了承ください。

続けて、資料2についてご説明いたします。今後、市が公立保育所の民営化を進める上で必要な組織の案でございます。

1つ目は、(仮称)船橋市公立保育所民営化準備委員会です。準備委員会では、より円滑な民

営化を行うために必要なこととして、民営化ガイドライン、民営化対象保育所の運営主体及び事業者の選定方法、移管後の検証評価システムの検討を行っていく予定で、有識者2人、保育所関係者2人、保護者3人の委員を考えております。

2つ目は、(仮称)船橋市公立保育所民営化事業者選定委員会です。民営化に当たり、事業者の選定及び事業者決定後の契約内容の協議を行っていく予定です。委員としては、有識者等3人、当該園長1人、当該園保護者2人、行政職員1人を考えております。

なお、有識者等3人のうち1人は、公認会計士や税理士の方など、事業者の財務状況を評価できる人をお願いするつもりです。

また、看護師、栄養士が事務局として会議に参加し、専門職の意見が反映するようにいたします。

3つ目は、(仮称)船橋市公立保育所三者協議会です。民営化保育園の受託事業者と保護者及び市の三者で、民営化実施までの十分な移行準備を行い、また、移行後も一定期間継続して協議を行います。

移行計画策定、保育内容継承の確認、移管後に発生した問題についての対応を所管事務としております。人数は、協議会を設置するときに、保護者の皆さんと協議して決定する予定としております。

最後に、(仮称)船橋市公立保育所民営化検証委員会です。民営化実施園でよりよい保育所運営がされるように、専門的見地から、民営化園の移行期及び移行後の保育の実施状況等を検証し、評価する組織として、有識者3人、市民委員2人をもって組織する予定です。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

それでは、まず、ご質問を承りたいと思います。その後、意見交換という形で進めさせていただきたいと思います。一つは今回の質問ですが、まず最初にこれらの資料についてご質問等をいただいて、そして具体的には最終報告案の形、そして中身ということで皆さんと一緒に詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをします。

それでは、まず、ご質問について承りたいと思います。

どうぞ、A委員。

○A委員

提言書の構成について、一つ質問をさせていただきます。

まず、提言の範囲を明らかにしていただきたいということで、一回ここで定義をしていただきたいと思います。1ページから9ページまであるわけですので、そのうち提言の部分がどこに当たるかということ。あと、I、IIとテーマが分かれていますけれども、本文と数字で書かれている項目の部分との関係性について、ご説明いただければと思います。

○会長

具体的には、提言書というのは委員会からの提案という形になりますので、私から、まず今回の基本的な考え方についてお話をさせていただくという形でよろしいでしょうか。

○A委員

方向性だけ説明していただければと思いますが。

○会長

はい、わかりました。まず、今回は、前回皆さんにお示しさせていただいたように、「結論」という形で、ここを提言の部分と考えております。そして、「経過・根拠」については、それに至ったプロセスという形で書いております。ですから、総体としてはこの2つが提言書という形になりますが、結論としては3ページの「経過・根拠」までが文章になります。

もちろんこの「経過・根拠」というところでも、膨大な議論をし、資料提供等もいただいております。これでいいかどうかということが当然あると思いますので、こちらについてもご検討いただけたらと思っております。

それから、今日出していただいた3につきましては、前回の議論を踏まえまして、当然ですが、市民の方々に広くお読みいただいて、またご議論いただかなければいけないことであると思えます。これまでの経過の中で、私としてはどうしてもその過程として読んでいただきたい資料として、やはりこれを付ける必要があるのではないかと、今日お願いをしたものです。

ですので、最終の提言書としては、この1から4までを足したものという形で、1冊にさせていただこうと考えているということです。もちろんこれもご意見いただいて構わないと思います。

○A委員

前書きの部分と数字で書いてある箇条書きの項目の関係性を、あとご説明いただければと思います。

○会長

1ページの数字と3ページからの数字が、ローマ数字が違うということですか。

○A委員

いえ、そういうことではなくて、「船橋市の保育のあり方について議論した結果」から1ページの下「実現してください」までと、その後箇条書きになっている1、2、3との関係性。

○会長

これは具体的にはローマ数字の「施策について」というところで、特に強調したい形で内容を示すとするとこういうことだということで、前回の皆さんのご議論を踏まえて、どこまで具体化したものとして書けるかということで調整したものがこの1、2、3、あるいはこの最後のⅡのところで行くと、1から11という形になります。

○A委員

今のご説明ですと、Ⅰの本文で書いてあるところを煮詰めて、抽出して、項目立てした形と理解すればいいということですか。

○会長

はい、そうです。

ほかにご質問があれば……。よろしいですか。そうしたら議論に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは議論に入りたいと思います。まず、この提言書の形というのもありますし、もちろん中身ということもあると思います。前回1時間ほど、皆さんから私が提言書の形として示させていただいたものに対するご意見をいただきました。それを市がどこまで具体化できるのかということですが、そこを調整させていただきながらつくり上げてきたものがこの提言書の案ということになります。

ですので、ぜひ皆さんから忌憚のないご意見をいただきまして、それで今日は一応最後の会議と予定されておりますので、こここのところの最終案をつくり出していきたいと思います。よろしくをお願いします。

ではB委員、どうぞ。

○B委員

まず、900通以上の意見があったかと思いますが、それをぜひ添付資料に載せていただきたいということが1点。

それから、「公立保育園民営化による経費・財源と効果イメージ」という資料です。何回も申し上げていますが、120定員の場合、17人の正規保育士がいなくて公立保育園が1億8,000万円かかるという、この部分そのものが狂ってくるわけです。そして、平成25年、民営化するときには、国庫負担金がどうなっているのか。今、一括交付金化との国会の様子なんかも考えると、果たしてこの国庫負担金保育所運営費が私立保育園にあるのかどうかということもわからないという中で、相当未定のことがたくさんある資料を市民に示すことはふさわしくないのではないかと思いますので、この資料は付けないほうがいいのではないかということです。

それから、次の資料の「公立保育園民営化による保育士の再配置のイメージ」ですが、民営化して保育園が増えるわけではないですから、1園民営化して待機児対策になるという形にはならないと思うのです。これだと、あたかも待機児対策がとられるような印象を与えるのではないかと思います。「新規採用抑制」と書いてありますが、局長は「採用しないわけではないのだ」という答弁もございました。こう書かれると、一般的には新規採用をしないのではないかと不安が起これるのではないかと思います。これも資料としてはふさわしくないと思いますので、載せないほうが良いと考えます。

それから、内容についてですが、「今後新たに展開する保育施策について」で、2行目の「また」からの部分ですが、「機能面で不足していることが明らかになりました」という書きぶりになっております。認可保育園、私立も公立も、この間待機児対策やいろいろな施策の面で市に協力しながら頑張ってきたということを踏まえると、この文言はいかがなものかだと思いますので、削除していただいて、「対応が難しく、緊急な対応が求められています」と変更をしていただきたいというところでは。

それから、「第1に、認可保育所待機児童への緊急の対応を求めます」と書かれておりますが、この下の文言では、認可保育所の増設が入っておりません。この間の議論の中で、基本的には認可保育所を増設して待機児童を解消するべきではないかという議論があったかと思いますが、そして、全国平均に比べると、船橋の場合は認可保育所の入所が10ポイント低いのだという会長の資料もあるわけですから、「基本的には認可保育所の増設により待機児童を解消するべきであるが、緊急対策を講じることが求められている」のように変更していただきたいと思います。

それから、下から9行目ぐらいのところに「そのために」と書かれておりますが、この書きぶりだと、公立保育所は行政コミュニティに1つしか残らないという受け取り方もされかねないと思いますので、「そのために」から「公立保育所が拠点となり、その役割を果たしていくことが求められている」のような文言にさせていただきたいと思います。

それから、2ページの3の項目ですが、「公立保育所の民営化を待つ新たな施策を展開するのではなく」という形になっております。これからの下の部分との兼ね合いもありますが、23年予算を踏まえてという中で、民営化についてはかなり詳しい具体的な形が出てきていますが、前段の子育て支援等につきましては、具体的な日数等が出てきていない中で、このように書いたことがどれだけ歯止めになるのかという思いがします。ですから、「公立保育所の民営化の前に、待機児童の解消、地域子育て支援ネットワークの具体化、庁内の連携強化」という書き方に変更させていただきたいと思います。

続けて全部言ってよろしいでしょうか。

○会長

形の問題と中身の問題なので、このことについて皆さんに諮りたいと思います。よろしいですか。ちょっと一旦切らせてください。

○B委員

はい。

○会長

具体的には今お話があった、どういう資料を付けて最終の答申の形にするかということで、今日の議論の組み立て方なのですが、まず皆さんからのご意見をいただいて、おおよそこの形でいいということであれば、今まで膨大な資料が出ておりますので、その中からの資料の添付というものを議論させていただくということにしたいと思います。

今出されましたご意見の中では、具体的には900人の市民の方々からの要望がありました。これにつきましては前回か前々回出されましたまとめた形ということなののでしょうか、それとも900人のこの厚いものを全部ということなののでしょうか。

○B委員

まとめた形で。

○会長

まとめた形のものですね。わかりました。では、どうぞご意見ください。
事務局、まとめた形というのは何番になりますか。

○健康福祉局長

今までお出した資料の中では、10月21日の回の資料の8番に、市民意見、車座ミーティングでのご意見をまとめさせていただいています。それをベースに、前回は具体的に市としてどうしているかという資料を付けさせていただいて、今回もありますが、その2通りございました。

○会長

ご意見としてはこれと考えるとよろしいですか。

○B委員

はい、そのまとめたこちらです。

○会長

はい、わかりました。

この形について、どういう資料を付けるかということについて、まずご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○A委員

資料のことだけ先に。さっき、B先生からもご指摘があったのですけれども、添付されている資料の中で、公立保育園の保育士の再配置のイメージというのがやっぱりちょっと粗過ぎるかなということを感じています。せっかく前回の議論の中でも、C先生、D先生からもご指摘があったように、基本的に在宅支援の問題とか地域の子育て支援については、保健師の先生方、児童家庭課、家庭児童相談室といった既に動いている組織があって、その上で保育士の再配置ということを考えていかない限りは、どこまで何人配置すればいいとか、その辺のこともイメージが全く変わってくると思います。保育士だけで地域子育て支援ができるわけでもないですし、さっきご指摘もあったように、待機児童対策も民営化だけでできるわけではないので、余りにもイメージが大ざっぱ過ぎて現実と遠い感じがします。やっぱりちょっとイメージとしてはふさわしくないかなと思っていますので、これは資料から抜いたほうが私はよろしいかと思っています。

提言についてもよろしいですか。

○会長

では、添付の資料については一旦ここで。もしご意見があれば、後でまたこういう資料を付けたほうがいいのか、今まで出された資料の中で言うと、こういった資料が必要なのではないかということのご意見をいただくということで、今現在こういう資料が必要ではないかということについてはごさいませんか。なければ、後でまた戻りますけれども、提言の具体的な中身に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○A委員

I 番の「今後新たに展開する保育施策について」から申し上げたいと思うのですが、前回の会議の中でも、待機児童対策への緊急の対応というのは非常に喫緊の課題であるということ、そこに必要な財源もきちんと確保して進めなさいというご意見もありました。E先生からも、通常保育の枠の増加も、ただ定員枠を広げるということではなくて、保育園の新設についてもきちんとやるべきであるというご意見をいただいたと私は記憶しております。そういったことも考えますと、保育園の新設ということがきちんと書き込まれていないというのは、ちょっとどうなのかなと。せっかく議論した形が生かされていないなと思っています。

あと無認可保育所への補助であるとか、幼稚園の預かり保育への補助、また私立保育園の補助の拡大といったことについても、かなりたくさん議論しました。議論をなかなか深める時間がなかったということは本当に残念なことです。それについてかなりご指摘があったものが、数字で箇条書きになっている1、2、3のところになかなか具体的に書き込まれていないというのが、私は非常に残念であると思っています。Ⅱ番以降の「公立保育所の民営化」の書きぶりの具体性に比べて、Ⅰ番の保育施策に関しては、箇条書きの内容もかなり具体性に欠けたものになっています。どういった議論があつて、どういうニーズがあるということは、F先生もG先生もさんざんおっしゃってくださった。H先生もI先生も、いろんな保育に対する補助のニーズということをきちんとお話ししてくださったにもかかわらず、そこがきちんと抽出されていないという感じを非常に受けます。そこのところについて、私はこの書きぶりは非常に不十分だと思っておりますので、もう少し書き直しをしていただきたい。今まであつた議論の中で出てきたことを、この数字の箇条書きの中にきちんと入れていただきたいと思います。

○会長

はい、どうぞ。

○F委員

今のご意見にちょっと重複すると思いますが、3ページの待機児童対策のところなのですが、ここに何項目か出ております。しかし、この中にも認可外に対することは何も出ておりません。たった一人の参加ではありますが、かなりの思いを込めて意見は申し上げたつもりでおります。にもかかわらず、この対策については1項目も出ていない。認可外に対する事業の充実の項目をぜひ入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

3ページの四角の中は市の案です。これまで出されてきた市の案に対して、4ページの「委員意見」では、1つ目のポツで保育所の待機児対策について書いて、2つ目のポツでは、認可外施設、幼稚園の預かり保育への補助について検討が必要だという書き方はしているわけですが、これを2ページの数字のところを持ち上げるということだと思います。

一応4ページには、意見の一番多かったという形で委員意見として書いてあるということになります。この書きぶりはこれでよろしいでしょうか。あとこの4のところには要望として書き上げていくということになると思いますけれども。

○A委員

今おっしゃったのは、3ページ、4ページの「根拠・経過」のところ、プロセスのところにもう少し書き込むということではなく、これはこの書き方でよいかどうかということですか。

○会長

つまり、これはこのままでいいかということと、そして今のご意見は、2ページのⅠの1、2、3のどこになるかは別として、こういう形での検討ということ、要するにこれを喫緊の課題という形で入れてほしいということですね。

○A委員

基本的に先ほど会長からご説明がありましたように、提言というのは「結論」から3ページの上までというところをお伺いしましたので、きちんと提言の中に入れるべきだと思っているということです。

○会長

はい、わかりました。ほかにいかがでしょうか。

今ご意見がありましたところでいきますと、認可外を含めて、多分関連があると思うのです。待機児対応が、ある種多様な保育の、あるいは幼児教育の機関が協力し合いながら、今の子育て家庭、就学前の子どもたちに対する対応をしていくということが前提としてある以上、認可外の保育施設、幼稚園、あるいは保育ママ、こういったさまざまな制度を具体的にきちんと検討しながら、補助制度等についても緊急にご検討いただきたいということになると思います。

先ほどのF委員のお話の中で、認証保育制度の検討が市のほうで出されていますが、この認証保育制度というのは、具体的には船橋市独自の制度となると思いますけれども、このことと今のF委員のお話にあった認可外保育施設への補助金制度は、何らかの形で連動していると考えてよろしいのでしょうか。お話しできる範囲で構いませんので、ご説明いただけますか。

○保育課長

それでは私のほうから。認証保育所制度というのは、東京都内とか横浜、近隣ですと浦安、千葉等で導入されている政策でございますが、認可外の指導基準を上回るある一定の基準を定めて、それに対して運営主体であるところに運営費の補助を出すということになります。

どういった基準を設けるかというのは各自治体いろいろあるのですけれども、例えば保育室の子ども1人当たりの面積基準とか、保育士の正規の配置の考え方とか、そういったある一定の基準を設けるということで運営費を出しているということが、一つの政策の目的としてあります。そういった形での認証制度の検討ということでございますので、現在の認可外保育施設全体への運営費の補助ということとは、ちょっと区別して考えていきたいと思っています。

○健康福祉局長

若干の補足でございますが、ただ、今の段階で全く補助がない、一部の補助だけでなっている状況よりも、さらに踏み込むような形で、新たな基準等はございますが、新たな補助制度を考えております。

先ほど添付資料のお話がございました。そちらに戻って大変恐縮なのですが、先ほど削除したほうがいいのかというご指摘のあった、今回で言えば30ページ（資料3、20ページ）の「経費・財源と効果イメージ」という資料がございました。積算の前提等について、きちんとご説明しなければいけない部分はあろうかと思いますが、ただ、こういった一定の財政効果が見込める中で、この図で言えば右側でございますけれども、そこで得られた新たな財源を、ここで並んでいる「待機児童対策」「地域子育て支援」、また「公立保育園の機能強化」等に改めて資源を再配分していくということも、民営化の一つの目的でございますし、そのイメージをこの資料の中でわかりやすく示させていただいたというものでございます。そういった点も踏まえて、資料として削除するべきか否かというご議論をいただければありがたいと思っています。

○J委員（有識者）

今、その話が局長から出ましたので、ちょっと戻ることになりますけれども、何のために民営化をやるのかというと、財政効果などが大きな狙いなわけですから、それがイメージできるような形で資料に含まれないというのは、これを読む市民の方たちが「じゃあ何のためにやるの」ということになりかねないと思います。ただ、資料の出来不出来というのはあるでしょうから、いろんな前提条件もきっちり書き込むとか、あるいは資料4に関してもうちょっと工夫する必要はあるのでしょうかけれども、そもそも資料を出さないというか、市民に対して、しかも保育所関係者以外の人たちにも、そういうものをわかりやすく示さないという選択肢はないのではないかと思います。

○会長

この資料については、全体を議論した後、改めてもう一回どういう資料が適切なのかということについて議論させていただきます。先ほど、質問という形でとらせていただいたので、申しわけありませんが後にさせていただきます。

それでは、今の「今後新たに展開する保育施策」のところでのご意見について、もう少し承りたいと思います。先ほどのB委員のご意見は、要するに認可保育所を足すということについてですが、これは要するに「認可保育所新設」ということが書き込めるのかどうかということと、それから、具体的には、緊急な状況では可能な限り多様な保育サービスというものを考え出し、きちんとそこに子どもたちが安全で安心して暮らせるような条件をどうつくり出していくのかということ、あわせてここの中では書き込まなければいけない。このことについては、多分皆さんも共通のご意見だろうと思います。

問題は、認可保育所新設という、そこは具体的には議論の中でかなり予算的な問題等があって、限りある予算の中でこういった保育施設をどうつくり出していくのかということの議論でしたので、多分ここの関係性があるのだろうと思います。ここでは通常保育の枠を新設という形がとれるのかどうか。具体的には定員増という形で、限りなくここのところを建て直し的时候に増加させていくというような書きぶりで書いているのですけれども、このあたりのところについて少しご意見をいただけますでしょうか。

○A委員

やはり私は認可保育所の新設は避けて通れない問題だと思います。11月時点の待機児童数で1,050人、0歳が438人、1歳が332人、2歳が190人という数字が市から公開されてホームページに掲載されています。3歳児以降になれば、2桁台になって落ちついてくるという傾向は見られますが、この0、1、2は、定員増だけで対応するというのはほぼ不可能だろうと思います。0、1、2だけでも800、900ぐらいの数にはなるわけですから、それを定員増だけで賄うというのはまず無理だろうと思います。

あと、保育ママさんの制度もありますけれども、預かり規模が非常に小さくて、800、900という0、1、2歳を解消するには効果が薄い方法ではありますので、やっぱり認可保育所の新設は、どう考えても避けて通れないだろうと思います。そもそもあいプランの中で、毎年300人ずつの定員増ということは計画にあったわけですから、まさか全部定員増だけで、保育園の新設なしにやるとは、その中の議論にはなっていないかと思うのですが、そういったことも考えて、ある程度認可保育所の新設というのは、現実問題、避けて通れないだろうというのが正直な感想で

す。

○会長

保育課で今現在の待機児対応ということで、例えば来年度、具体的に出ている方針はありますか。あれば今のA委員の話等含めて、新設と耐震の改築とかも含めて、来年度あるいは再来年度ぐらいのところ、緊急では来年度だと思いますが、待機児対応が具体的にされていたら、そのところをお話しいただけますか。

○保育課長

今年度整備の新設・増改築に伴う390人の定員増ということで、現在建築に入らせていただいております。来年4月開設で、定員ベースでいくと390人の定員増ということで現在建築していて、10月から4月向けの入所児童の申し込みも受け付けているところでございます。

逆に今度23年度の整備となりますと、一定の予算確保が必要になりますが、現在、事前協議を受けている施設が何カ所かございます。それについてはまだ発表する段階にございません。予算の確保とともに、23年度整備ということで現在協議を受けているものはございますが、まだここでは発表できませんのでご了承いただきたいと思っております。そういった形で、事業主を確保するものなかなか大変ですけれども、協議を受けながら整備を進めていきたいということでございます。

あと、お手元の29ページ(資料3、19ページ)に前回資料1という形で出しましたけれども、先ほどちょっとお話がありましたけれども、あいプランの目標数値1,500人増ということで、計画的に整備していきたいということで、今年度1年目がスタートしております。今年度は390、来年度はある一定の協議を受けているものがございますので、それも予算を獲得して整備していきたいということで、まずもって1,500人の新設・増改築に伴う定員増を図っていきたいというプランでございます。

○会長

よろしいですか。そうすると、「新設を含む」という言葉をこの中に入れさせていただくということになると思うのですが、具体的には「新設を含む待機児対応」という形で入れるということではよろしいでしょうか。

○健康福祉局長

結構でございます。よろしく申し上げます。

○会長

それでは、この問題についてはこういう書き込み方をさせていただきます。

ほかに、先ほどB委員から言われました2行目から3行目のところについては、書き込み方の関係性の中で、ここの書きぶりを少し修正させていただくということでよろしいでしょうか。

あと、先ほどの話の中で、下のほうの9行目ぐらいのところのご意見がございましたけれども、その問題とそれ以外の問題も含めて、Iのところでのご意見がございましたらどうぞ。

○G委員

前回お休みしまして大変申しわけございません。それで、けさほど、前回の議事録を丹念に読ませていただきました。気になりますことは、議事録の 19 ページで、これは私が読みますけれども、会長から「民営化の移管先に関して、「認可保育所の運営経験のある」という項目を入れることに関してのプラス・マイナスの議論はあるだろう」と。これは私もずっと言ってまいりました。この委員会のあり方から言えば、こういう議論で「移管先は認可保育経験のある社会福祉法人に限定する」という項目でいいんです。当然だとは思いますが。ただし、これから先の 5 年、10 年のスタンスを考えていって、しかも今、幼保一体化の問題もあり、それから市の中に、市民の保育、幼児教育というものを考えていくのは、間近に迫っている問題が多々あります。

そういう中で、「認可保育所を運営する社会福祉法人に限定する」という項目については、余りにも狭過ぎます。こういう考え方だと、ここの委員会ではいいかもしれませんが、私はいつも「子どもの立場、市民の立場から考えてほしい」ということを言っています。こういうことから言うと、半数以上の人たちは幼稚園に通っています。幼稚園の中には預かり保育も、今後子育て支援も、いろんな面で頼まなくてはならない。また、移行するという項目が入りながら、何でこういうふう限定してしまうのか。

「等」と入っています。前回も言いましたけれども、これから社会福祉法人を市内の民間の保育所の方々の移管先として考えてみると、どのぐらいのシェアがあるのだろうか。それを考えると、外部から入ってくる部分はかなり考えられる。大規模なネットワークの社会福祉法人で保育経験のあるところはあります。そういうものに市民の税金で建てた保育所を移行するということに関しては、やっぱり問題があると思います。

私は同じ立場で今後考えていくのであれば、学校法人等の幼稚園に関しても、当然さまざまな経緯はあると思います。移行 2 年間で指導していけばいいことだし、おおらかにそれを包み込む考え方がなければ、今後の一体化というのは到底無理だと思います。この委員会ではそうやってとられるかもしれませんが、私は行政サイドの問題になったら、これは余りにも狭い考え方であって、この項目だけ今日聞いて、その部分については会長のご指摘のとおりだと思うので、議論がされたかどうかわかりませんが、大いに議論していただいて、この項目を検討すべきだと考えます。

○会長

すみません。これは民営化のところでもう一度この議論が出てくると思いますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

○G 委員

はい。

○会長

それでは、先ほどの I のところですが、これ以上のご議論ということがなければ、B 委員から出されました下から 9 行目の部分の議論で、もし皆様のご意見があればちょうどいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○A委員

私は基本的に前から申し上げているとおり、公立保育所はすべて地域の子育て支援のセンターになるべきであると思っております、行政コミュニティに1カ所というのは、まず数として少ないだろうということは、これまでも一貫して申し上げてきたつもりです。「本来、すべての公立保育園が子育て支援センターの機能を持つべきである」ということを、私は書き込めれば書き込みたいなと思っているのですが、そこまで書けないというのであれば、「積極的な取り組みを求めます」というより、「可能な限り多く展開できるように」ということを、耐震工事と絡めて、「耐震工事終了後の公立保育所については一時保育室などを設け、地域の子育て支援センターとして機能するように整備することを求める」ということを私は書きたいなと思います。

○会長

ほかにご意見いかがでしょうか。

はい、どうぞ、I委員。

○I委員

今の拠点のお話なのですけれども、もう一度確認と、私の理解不十分なところをご説明願いたいと思うのです。公私立保育所、幼稚園及び認可外保育施設、今後は認証保育所までを含むかと思うのですが、これと拠点でコミュニティに1園ずつ設置されるものとの関係。例えば拠点が、おれは東部地区のリーダーであると。幼稚園にまで、あるいは認証保育所にまで、無認可に至るまで、一体それがどういう立場でどういう権限を持って、そしてどういうことを他のもの関係づけていくのか。そこら辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

○会長

具体的に市がお考えになっていらっしゃる今の段階と、それから私自身がこの間申し上げてきたこともありますので、まず市として、今どこまでこの拠点というところでお考えになっていらっしゃるかということについてお話をいただいた上で、私から少し補足させていただこうと思っています。

どうぞ。

○保育計画課長

I先生のおっしゃったことは施設の連携の話だとは思いますが、今、地域担当保育士が担当しようとしている主な業務といたしましては、保育所にも幼稚園にも通っていないお子様の地域での支援をメインにやっていきたいという考えであります。

先生のおっしゃった各施設間のお話は、多分各施設が連携して子育ての支援などができないかという部分のネットワークの話になるかと思うのですが、そこを指導するとかという話は全然なくて、ネットワークはネットワークで機能していただきたいし、地域担当保育士は、今言ったように、施設に通っていないお子さんたちを地域に出て支援していくような形で考えております。

○I委員

そうしますと、ちょっと追加なのですが、拠点を通じてその地区のすべての幼児関係施設に何かが行われるということは、特にはないわけですね。

○保育計画課長

ネットワークのことについては、地域担当保育士云々よりも、むしろ市としてどう構築していくか、どう機能させていくかという問題かと考えております。

○I 委員

はい、ありがとうございます。

○会長

今の問題につきましては、構造として2つ問題があると思っています。先ほどA委員がおっしゃったように、船橋の中で、今とにかく保育施設を全くどこも利用していらっしやらない方が、多分人数でいくと大体半分ぐらいですか。3歳未満児を中心として3分の1強ぐらいになると思うのですが、いらっしやる状況になっていると思います。

前にデータを皆さんと検討したように、その中にはひとり親の方たち、あるいは生活保護を受給されている方たち、障害を持っている方たち、本来ならば何らかの保育施設に早い時期から入っていただきたいという方たちがたくさんいらっしやる。では、この方たちに「地域支援センターをつくったからどうぞ来てください」と言っても、そこを訪れることはなかなかできないというのは、この議論の中でもされてきたわけです。

そういう意味で子育て支援を、ある意味では子育ての部分で専門的に行ってこられた保育士の方々が、臨床心理の方とか、あるいは助産師の方たちとはまた違う形で、いろんな形で子どもを育てるといふことへのアドバイスができる。こういうことで地域に出て行って、多くの方々を支援センター等につないでいくという役割は、日本中の今保育の施設の中で地域支援として行われていることなのです。これはアウトリーチという形で言われておりますけれども、施設があればいいというわけではない。いろんなところへ出かけて行って、子育てにさまざまな困難を抱えている方たちに、保育の力を通してできる限り支援をしていく。そういうことを通しながら、子どもを育てるといふことに対して不安を抱かなくて、そして安心して子どもを育てて、施設につないでいくような、そんな人たちが在宅で子育てできたらいいなというのが、私たちが今保育園に期待していることであるわけです。

ただ、今、待機児がいっぱいいらっしやる中で、すべてそれをやってくださいという形もなかなかできませんので、私たちもそれは2つ、3つと書きたいところですが、まずとにかく船橋の中で、この地域担当の保育士を各地区にぜひとも最低1つ配置してみて、それでこれが有効であるとなったら、たくさんの方に広げていくような取り組みの展開の仕方はどうだろうかというのがこの書きぶりなのです。

ただ、今、I先生がおっしゃったように、これはネットワークというものが非常に重要で、いろんな地域で私もかかわってやっておりますけれども、今まではこの会議体で、幼稚園の関係、認可外の関係、あるいは認可等、公立という人たちがある意味初めて集まって議論しているという状況が船橋の中に生まれたわけです。そういう意味で、この会議体というのは本当に画期的な出来事だったと私たちは思っているわけですが、こういう会議体を本当は地区ごとにもっと持って、そしてできれば多くの保育施設、持っている力がそれぞれ違いますので、そこが協力しながら地域の親子を支援していけるような会議体が各地区ごとにでき上がっていったらいいなということ、今I先生のお話を伺いながら願っています。

でも、それがこの連携協議会の中ですぐでき上がるか。あるいはこの拠点保育園の機能として、これはもう権限というよりは調整機能だと思いますけれども、そういったものの役割まで担っていただけるようになるのか。これはぜひともこれからの組織のあり方の中で議論していただきたいということを、私自身としては思っているということです。よろしいでしょうか。

○I 委員

ありがとうございました。

○会長

ほかに、このIのところでのご議論はありませんか。

そうしましたら、時間が限られておりますので、IIに移らせていただきます。

○B 委員

すみません、私のIの3の部分はどうなったのでしょうか。

○会長

補助のお話ではなくて、3の書きぶりですね。

○B 会長

はい。

○会長

3の書きぶりについてはどうでしょうか。このところにご意見ございませんか。具体的に文言をもう一度お話しいただけますか。

○B 委員

文言だけで言いますと、「公立保育所の民営化の前に、待機児童の解消、地域子育て支援ネットワークの具体化、庁内の連携強化」という形につなげていただきたいということです。

○J 委員（有識者）

それは具体的にどう違うのでしょうか。意味の違いがよくわかりません。

○B 委員

書いてある文言は、「公立保育所の民営化を待って新たな施策を展開するのではなく」という形で、具体的なことが書かれていないですね、民営化については、年度を追って何をするのかということが書かれている中で、これで歯止めになるのかということです。E先生のお話の中から出てきている文言だと思うのですが、もう少しきちんとした歯止めになるような形にしていけないかということです。

○A 委員

場合によっては、「平成23年度予算から確保できるように」というような時間の言葉を入れる

ということでも代替できるかなと思うのですが。

○会長

今年度既に新設があって、来年度の予算のところ、何らかの形でこの事業のための予算確保をしてほしいということを書き具体的に書くという形でどうだろうか、というご意見だったと思うのですが、そのような形でよろしいですか。それが具体的には市としてそこまで書けるかどうかということだと思うのですが。

○健康福祉局長

予算的にという中身は、今後どういう仕組みをつくるかということが前提になるものです。ですから、個々具体的な予算というのが来年度表現できるかどうかは、ちょっと今後検討する必要があります。ただ、少なくとも 23 年度と言わず、もう今年度の終わりから、地域支援ネットワークのシステムのつくり方、いろいろご指摘があった、どこが責任を持って所管し、どういう連携体制をやるかという検討は早急に進めたいと思っておりますので、いただいたこの文言で対応可能だと思います。

○会長

よろしいでしょうか。基本的には待機児対応というものは、今お話があったように、今年度も着手するということになっていきますし、来年度も当然それはやっていただかなければいけないことで、何らかの形で予算確保がされていくと考えていますので、今、B委員がおっしゃったこととそれほど違いがあることではないと私自身は理解しています。それが確約できるような形になればいいということで考えてよろしいですか。

○B委員

なればいいのか、この文言としてはそういうことが必要じゃないかということです。

○会長

はい。そのこと、いかがでしょうか。異論がなければ、そのような形で最終案のほうに詰めさせていただくという形にいたします。

○A委員

すみません、別件でもいいですか。追加で……

○会長

この I に関してですか。

○A委員

はい、I 番に関して、前の会議でも申し上げたんですけども、地域支援で保育所も幼稚園も利用していない方への支援ということについては、繰り返しになりますが、既に児童家庭課、家庭児童相談室が機能してやっていますので、そこの土台の強化がどうしても必要になると思います。そこの土台を強化した上で、保育士の連携をネットワークとして構築していくという、その

スタイルがない限りは、前から申し上げていますけれども、責任体制が不明確であるということもございますので、そこについてはきちんと数字立てして、項目として掲げていただけたらなと思います。

○会長

具体的には、私、先ほど最後の資料のところ、恐らく保育士の再配置に加えて、もう一つ、家庭児童相談室等を含めた組織がどうなっていくのかということについて、もう一段、ここに図を入れらうと多分今の議論等が補強されると思いますので、そのことについて後で要望していきたいと思っております。

○A委員

項目の中には入れてもらえないということですか。

○会長

それは具体的に、「第2に」を項目のところ立てるとのことですね。

○A委員

はい。

○会長

第2について書いてあることをさらに項目を立てることです。基本的には問題ないと思いますが。

○A委員

問題ないのであれば、できるだけ具体的な形にしたほうが良いと。

○会長

はい、わかりました。では、この問題について、第2のところを具体化する形でもう一度ここに書き込むという形に対応したいと思います。

ほかに何かございますか。そうしましたら、全体でまた議論いたしますので、Ⅱに入らせていただきます。どうぞ。

○B委員

「公立保育園の民営化について」で、「委員会としては、財源と人手を確保するためには一定数を限度とする民営化はやむを得ないとの判断をしました」という形になっていますが、私はこの中で民営化というのをやむを得ないという判断はしておりませんし、委員会として判断をしたということではなく、判断をした委員の方もいらっしゃるかと思いますが、そうじゃない委員もいたわけですから、両論併記という形をお願いしたいということです。

理由ですけれども、下のところに細かく書かれております。1で「平成25年4月から実施するものとします」という形になっていますが、なぜ平成25年4月なのかという議論もされておりませんし、この間の議論の中では、タイムスケジュールが拙速過ぎて無理があるのではないかと

ということもたくさん出ていたかと思しますので、このことも納得できませんし、2番での「5園程度の民営化はやむを得ないものと判断します」ということでは、5園というものの根拠がいま一つ、委員会の中で5園なのか何なのかということの議論もなかったと思いますし、5園ということでの判断は、私はできません。

それから、3番の「移管方式」ですが、これもこの間の中では民間委託という話は聞いておりましたが、民間移管ということで、委託と移管でどのようなメリット、デメリットがあるのかという議論もされていなかったと思います。委員会の中で委員の方たちが、市が待機児童に対しても家庭にいるお子さんに対しても責任を負わなければならないのだという議論をされているのにもかかわらず、保育園民営化に当たっては一番市が責任を負わなくていい移管という方法を選んだということになっていいのかということです。大変疑問に思いますし、私はここも納得できないところです。

それから、「移管条件の一つとして」で「職員の職種と人数の配置基準」と書いてありますが、そこだけではなく、人員の配置、職員の年齢構成、保育士の保育歴を現行と同じにし、そして、保育事業の継続、アレルギー給食、発達支援児の保育、産休明け保育など、保育の質の担保、当該園の保護者の理解、納得を得るということが今までの議論の中に出ていたかと思えます。

それから、ちょっと戻りますが、先ほどG先生からお話がありましたように、やはりこれからの幼保一体化の中でどうなるかはわかりませんし、市の施策がどうなるか、国の動きがどうなるか、その辺のことはあるかと思えます。しかし、これは新たに保育園をつくるということではなく、民間委託・移管をするということですから、やはり市内の社会福祉法人という形で限定して、H先生やI先生のような方が受けていただけるような形で、市内でしたらどんな保育をしているかということのも、保護者の方も見えるわけですから、この部分でも納得できないところです。

それから、次のページの10番ですけれども、「移管法人が決定したら速やかに」というところから、3年間程度は開設するという協議会ですけれども、0歳が卒園するまでは6年間かかるわけですから、移管という形で言えば6年間必要ではないかと思えますし、この部分でも私は納得できないところです。

こういう納得できないところがたくさんある中で、民間委託を私は判断できませんし、この委員の中で一人ひとりが民間委託を判断したという形になるわけですから、私は両論併記という形をしていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

○会長

ほかにご意見をちょうだいしたいと思います。

はい、どうぞ。

○K委員

2ページの7番に「合同保育期間を含めて原則2年間をとること」とありますけれども、原則という中に、短くなるということも含まれてしまうのだとしたら、25年から始まるものに対して2年間というのはやはり短い。後ろの8ページに「移行後の市の責任」というものは書いてあるのですけれども、移行前の市の責任というものが書いてありません。在園している方が民営化が発表になった後、ここは嫌だというときに転園したいということもあり得ると思います。転園するときには転園先が空いていなければ動けないとか、転園が一番しやすいのが3月、4月ということになりますと、その2年間が必ず保証されていなければ転園できないわけですから、市の責

任で言えば、移行前の市の責任がこの項目のところに入ってくるべきではないかと思いましたが、7番とあわせて、後ろに「移行前の」をぜひ入れていただきたいと思います。

○会長

今日のこの議論は、私はなぜ非常に限定したかといいますと、本当に限られた回数で、議論できるのには限りがあると。ですから、詳細については、その後つくられていく具体的な協議をする組織がありますので、そこをしっかりと皆さんと議論した上で、その組織に委ねていく。しかし、ここで議論してきたことの大原則はきちんとここで確認しておきたい。それが私の今回提案させていただいた原案、この2ページ半の結論の部分になりますので、できるだけそういったことも踏まえてご議論いただけたらと思います。

ほかにご意見ございましたら、どうぞ。A委員。

○A委員

私も基本的にB先生と同じ考え方です。委員会としてはやむを得ないと判断したということは、私はまだ判断していませんので、委員からは反対があったということは、きっちりと書き込んでいただきたいなと思います。

財源の問題からこの民営化というのが話としてスタートしてきましたけれども、財源問題を語るには、全くその辺については結局踏み込んで議論してこなかったということがやはり気になっています。船橋市は総務省のホームページとかの情報を見ても、上から数えたほうが早い、財政的には優良な自治体であるということがありますし、法人税、市民税とも前年度を下回る収入であるということにはなっていますけれども、それと代わるようにして地方交付税36億円というのが国から補助としておりてきていると。

そのような中で、まず民営化が財政問題を解決するための手段として、最初からそこに絞って議論されてきたのかということが、やはり私はここまで議論してきてもどうしても納得がいけないというのがあります。そのように思う理由というのは、5園程度ということをご想定しますと、そこで負担をこうむる子どもは3%なわけですね。全体の結局3割ぐらいが保育園利用者であって、そのうちの半分ぐらいが公立保育園の利用者で、そのうちの大体5分の1が民営化の対象になる園の子どもとなりますと、地域の3%の子どもがなぜ地域の子育て支援全体のために負担をこうむらなければならないのかということが、どうしても私は論理的必然性を感じません。

民営化の以前に、例えば財政問題であればもう少し検討してしかるべきだったと、民営化という提案がある前に、もう少しなぜ行政として検討してこなかったのか私は非常に気になっているというか、そこは納得ができないところです。公立保育園のほうが人件費が高いということは、そもそも論から言えば、そこは公務員人件費がそもそも高いということで、船橋市は国家公務員の行政職の給与表に基づいて給与を算定しておられると思いますけれども、なぜそこを削減することを考えなかったのか、なぜ先に子どもに負担を負わせるという選択をしたのか、私はそこが納得がいきません。そこについてはもう少し議論があるべきだったと思います。

また、保育園利用者がかなり保育費、民生費を食っているということであるとすれば、国も保育料の階層改定もやっていますので、第8階層をつくって、保育料は高所得者層からもう少しとっていいというような指針も示されている中で、保育料を見直すという考え方だってあった。もう一つ、労働者側から見ても、もう少し保育労働の中身を合理化して、お金をかけないで保育を自分たちでするという努力がなぜできなかったか。三方一両損という考え方がなぜできなかった

たのか。今は3%の子どもが一方三両損する考え方がこの民営化の提案だと思っています。私はその考え方自体がそもそも納得がいけないということで、この委員会として民営化がやむを得ないという判断はできません。委員として反対をしたいと思っています。そこは明確にさせていただきたいと思っています。

あと、数字の項目立てに関してですけれども、1番、7番、10番、具体的な数字が出ています。これ前回の会議でも申し上げましたけれども、次の検討組織での決定事項であって、この委員会では、これについては私全く議論していませんし、賛成もしていません。そのように申し上げたい理由は、以前配付していただきました配慮事項の検討項目、「他自治体の例」をA3で作り直していただきA、B、C、D市、4市のデータを出していただきましたけれども、その中でC市だけ、公表から委託実施まで1年半程度という以外は、ほとんど2年以上とっているわけですね。2年半前に発表、概ね3年前、最低2年6カ月確保と。こういう他市の自治体の例が出て、なぜ低いほうに合わせるかということがそもそも納得がいきません。

結局、引き継ぎ保育期間が3カ月であるとか、かなり短いスケジュールのとり方をするためにこの平成25年4月という数字が出てくるはずであって、なぜこの低い基準に合わせてこの25年4月にしなければいけないのかというのが全く理解できません。そこについて、もし丁寧に進めたいというのであれば、もう少し他市の事例をきちんと学んで、できるだけよい条件の中でやっていくべきだと。そうでなければ利用者の理解は得られないだろうと私は思います。

また、このA、B、C、D市も、こういうスケジュール観を持ってしても、2年以上の引き継ぎ期間を持っていたとしても、かなり問題が起きています。そのところもきちんと分析しないで原則2年という引き継ぎ期間とか、そういった具体的な数字を書き込むこと自体、私は非常に不適切だと思っています。

ここにつきましては、もう少し大ざっぱに書くことしかできないのではないかと考えています。公立保育園の民営化をもし議題としてここに掲げるとすれば、次の協議体の検討に委ねるとしか私はここでは言い切れないのではないかと。なぜ25年4月からと限定ができるのか、理由がさっぱりわからない。そこについては、私はちょっと考え直していただきたいなと思っています。

あと、4番の「民営化受託者は」というところ、「社会福祉法人など」とありますけれども、「など」というのはすごく幅が広い言葉ですから、ここについては、結局、「など」であれば別に企業だっていいわけで、そこはやはりこの書き方は大ざっぱ過ぎるというふうに思います。

あと、県内外のという、前にも議論がありましたけれども、県内外というのはあり得ないなと思っています。例えば横浜の保育園を受託するのに長崎から法人が来るとか、そういった事例も全国でいっぱいあるわけですね。要は、保育所の民営化受託園というのは余りメリットがないので、応募者が非常に少ないという現状が実際にあります。市内の法人さんを探したとしても、やはりなかなか手を挙げてくれないという自治体が多いです。

そんな中で、長崎から来た、北海道から来たなんていう法人さんとどうやって三者協議をきちんと保護者が続けていけるのか、私はそこがそもそも考え方が無責任だと思っています。私は、民営化の実態をきちんと踏まえないでこの提言はそもそもできないのではないかと考えています。それについてはほとんど議論する時間がありませんでした。私は、そういった観点からも、基本的にこの提言の内容については概ね反対だと考えていただいてよろしいかと思っています。

○G委員

議事のことを含めてなんですが、あれだけしゃべればいいですよ。私もこの会議でずっと黙

っている時間が半分以上、B委員もA委員も、随分議論ない、議論ないと言うけど、議論するよりもご意見のほうが多かった。今の項目についても、会長さんが先ほどの私の発言については後ほどと言うから待っていますけれども、また原点に戻るような議論をしていて、最終的には反対だというようなことをおっしゃられても、それは違う。A委員のおっしゃることの半分は賛成、だけれども、会議全体を進める中での進行の仕方は違うと思うし、この委員会そのものは、これだけの広範囲の人を委員としてお招きいただいて、私から言うと随分鷹揚に入れてくださっているな、よく我慢してご意見を入れてくださっているなという気持ちが半分あります。ただ、議論の時間が足りないということだったら、議長にお願いですが、等分に皆さんの意見を聞いていけるような議事運営にしないと、黙って聞いているほうから言ったら大変辛い時間だにご理解いただきたいと思います。

○会長

どうぞ、ほかの方でご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、E委員。

○E委員（有識者）

保育に深くかかわっている皆さんがいろんなご意見とかご不満があるのは非常によくわかっていて、非常に熱心に研究しておられて、私は大変尊敬しておりますけれども、今回の民営化に関しては、やはり給料の高い、これ人件費の実態もこの委員会に提示されて、公立保育園よりは圧倒的に民間保育園のほうが人件費が少ないという資料も出ています。

ですから、全体的に日本の国というのが保育を公務員がやらなくてはいけないのだろうか。わずかな日当を得ながらお子さんを保育に預けていて、その人たちの何倍も給料の高い人たちが保育をやっているということよりも、やはりできる限り費用を削減して効率的な保育をやることによって、市民のためになるような方向性を我々は議論すべきではないかと。既得権だけを重視して、それに引きずられてしまうと、船橋市の市民に対する期待には私は応えられないのではないかと。

保育というそのものが、私は、また最初に戻って恐縮ですが、待機児童の問題に尽きると。ミクロの話でずっときましたので、マクロの国全体でいくと、やはり必要なところに若い労働力が足りないという決定的な将来の日本に向けて、少子・高齢化の中で子育て世代の労働力が国として必要になってきています。そういう中で、子育て世代の皆さんは就労を望んでいる。この解決方法はやはり待機児童をゼロにするということに尽きると思います。

国は、保育の充実とか予算の拡充は、これから間違いなくやらないと国がうまく回らなくなりますから、将来の予算はわからないのではなくて、みんなで保育の予算を拡充していくような方向で頑張っていて、まずは第一に待機児童ゼロと。それから、非常にいいレポートができていますけれども、きめの細かいしっかりした保育サービスを市が提供していく体制づくり、そこはこの報告書ではかなり提言できていると思います。

実は、個人のごことで恐縮ですが、日経ビジネスオンラインに「日本の未来が見える村」というので、私の出身の下條村の記事が載っております。マスコミ等でかなり報道されておりますが、全国平均の出生率が1.34のところ、下條村は2.04です。子育てということをキーワードにして、村中が全力を挙げて行政をやった結果として大きな成果を得ています。何部かありますので、ご希望の方は後で差し上げます。

保育をしっかりやることが船橋市の将来に最も大事なことなのだというコンセンサスを、そのためには民営化という形でオペレーションの効率化を図って、一方では市に新設も含めた保育の拡充をしっかり求めていくという方向がこの委員会に求められた使命であると、私はそう思います。

○会長

どうぞ。

○J委員（有識者）

私もこの会議体というのは非常に意味のあるものであったと。楽しみに参加させていただきました。つまり、今までのような既得権を持つ利害関係者が行政を突き上げる形で、団交形式で密室で議論するというのではなく、市民に見える形でさまざまな立場の方が参加してオープンな形で議論していくというのは、非常に画期的だと思いますし、ちょっと大げさな言い方かもしれませんが、地方自治とか地域づくりのこれからのあり方になっていくと思います。そういう意味では非常に意義のある、また、これを機会に事業者の方々のネットワークが構築されていく等のことがあれば、非常に先進的なものをつくっていかれるのではないかと思っているのですが、私は最初から申し上げているように、児童福祉法の仕組みの中では、公立も認可、私立もない、元々そういう仕組みであると。

その中で、先ほどお話が出ていましたが、現実には人件費のかかり方が非常に違っている。そこに手をつけられれば、切り込めれば問題ないですよ。でも、それは現実問題としては難しいですよね。それは公務員の給与体系等を根本的に見直す、しかも、既得の利益を大幅に引き下げる、労働条件の引き下げという、これは現実的には極めて難しい。その中で、ではどういう対応があるのだろうか。こういう財政状況もあるという中で議論であったと思っています。

私は基本的には今回の案には賛成ですけれども、その中で、批判は幾らでもできます。これは前にも申し上げましたけれども、これはおかしい、ここはおかしいと言うのは幾らでもできる。ただ、その中で何かこの場で作り上げていこうという思いを共有できれば……。おかしいというのを、こういう形でなら合意できるという形で、例えば1、7番、これは具体的な数字をここまで議論していないのではないのか、ここはやはり書けないのではないのか、でもそういう中でなら何とか了解できるという形の議論なのか。あるいはこれはおかしい、これはおかしいとありましたが、じゃあ条件を整えれば民営化も賛成し得るのかという方向の議論なのか、そうではなくて、条件の問題ではなく、そもそも民営化自体が賛成できないのか。そこはやはり明確にさせていただかないと、条件の問題なのでこれは同意できないという形でいながら、実は、では条件を詰めていきましょうということになっても、結局それは平行線で、そもそも同意することができないのではないのか。

それは、私、最初のころにかなり申し上げたつもりで、私はその移行期に関しては慎重に条件をきちんと考えていかないと、子どもたちの利益を守るという意味でも非常に重要だと。ただ、その問題と民営化がどうかというのは、これは別に考えていくべきなのだと最初から申し上げていましたが、やはりそこに戻ってくると思います。これは私の個人的な印象ですけれども、最終的には、もう時間もあれですが、反対という方がいらっしゃる以上、多分このままというのはなかなか難しいとすると、これについて反対する意見もあったというように書き込まざるを得ないのかなという印象を受けます。

ただ、それは両論併記という形では私はないのではないかと考えています。全体の議論のされ方、流れからいって。ただ、そういう反対意見があったという書き込み方をせざるを得ないのかなと考えていますが、多分、前回の一次報告と同じように、会長が端書きみたいな形で書かれるのでしょうから、そういう中で議論の経緯等を少し説明していただけるといいのかなと、そういう印象を受けています。

○会長

いかがでしょうか。ちょっとお待ちください。ほかに。

Dさん、どうぞ。

○D委員

私が民営化ということについてどう思っているかという感想を述べさせていただきたくなりました。A委員のお話の中で、私たち行政職員の給料を削減せずに、船橋の子どもたちにしわ寄せが行っている、犠牲になっているというおっしゃり方をしたような気がします。私はそのことが気になって仕方がありません。ここにいらっしゃる委員の方たちが船橋の子どもたちを犠牲にするような議論をしてきたつもりはないと思いますし、私たちは船橋に住む誰一人の子どもたちも苦しめたくないし、傷つけないと思って仕事をしております。

なので、人件費が云々ということはよくわかりませんが、しわ寄せが行っているというお話の議論であれば、そもそも民営化というのは何だろうと勝手に思ってしまうし、民営化することで船橋に住む子どもたちが犠牲になるのだったら、そのようなご意見を持っている委員がいらっしゃるのであれば、そもそも考え直さなきゃいけないのかななんて、この場に及んでちょっと残念な気持ちになってしまいました。

まず、待機児童がたくさんあって、困っている子がいるよ、そのためには民営化という案がありますよ、一緒に考えませんかということで私はお誘いいただいたような気がします。私が仕事をする中で一番船橋市でやってほしかった地域の子育て支援とか虐待対応について、もしかしたら民営化することでできるのではないかと、縦割り行政だと私は思っておりました船橋市が、ほかの課を超えてネットワークをつくれるのではないかと、もっともっと地域に出ていけるのではないかと、というお話になってきて、とても有意義だし、それを今までずっとやってきてほしいと思ってきましたので、それが民営化することで実現できるなら、子どもたちにとってこんないいことはないのではないかと、私は個人的に思っております。

以上です。

○会長

ほかの方でご発言を。I委員と、ほかにご意見ございませんか。そうしましたら、L委員から出ていますので、初めて保障したいと思えます。どうぞ。

○L委員

この委員会に参加した最初のときに申し上げましたが、就学前の児童に対してのことを考える会だと思って参加してまいりました。回を重ねるごとに民営化というほうに行ってしまったのですが、役所として出たくない資料というものがしっかり出てきた、それを考えた、それを思った時点で、前健康福祉局長以下、この事務局の方々の本気なのだなというのを感じたんですね。

「ドリームズ・カム・トゥルー」という言葉があります。夢は実現すると。じゃあ、そこまで本気なら、逆に一緒になってやろうではないかというような考えに傾いてきてしまいまして、ではどうするかというと、反対意見だとか揚げ足をとるといったことではなくて、それを実現するために排除しなければいけない問題を考えていったほうがいいかなというのが僕の頭の中にできつつあって、その中で皆さんの意見を聞いていると、私が発言する隙がないぐらい、皆さんそういうことに突っ込んでいただいているので、これはそういうことでいいのかなと。こういう理解をするに至ってしまったのですが、ここに来てまた当初のほうに戻ってしまうとか、また新たな検討課題が出たと。この最後の場においては、やはり建設的にこれからどうするかということを考えて締めくくるしかないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○会長

ありがとうございます。ほかになければ、A委員、B委員、I委員という形で、すみません、時間があと限られておりますので、短時間に絞ってお願いしたいと思います。

○A委員

今までご議論ありましたけれども、ここに至って民営化ということをはっきり返して議論するようなことに対しては、いろいろご批判をいただきましたけれども、私、回数を重ねて議論してきたところで、やはり根本のところ、そもそも民営化に議論を絞ってきたこと自体が、私は最初から納得がいかなかったのだということ、この最終回に至ってまたはっきりと認識したということ、これを申し上げたいと思います。それはご批判をいただいても、私の考え方なので、それについては仕方がないことと思います。

あと、既得の労働条件については手をつけない、切り込めないということ、J先生はおっしゃいましたけれども、本当に切り込めないかどうかについては全然議論していないので、私はそれについてはやはりわからないと思います。

どんなに優良な法人さんが受託をしてくださったとしても、一定時期の混乱というのはどうしても避けられないというのが全国の自治体での様子を調べた結果です。

移管後の影響を少なくするために、保護者が法人さんを探して奔走して、応募してもらって、そこで法人さんと応募前から話をつけて、自分たちで見つけてきて受託をもらったというような、涙ぐましいご努力をされている自治体というのも何件も聞いています。結局、行政でプロポーザルを行って応募してきたところで、ただ、その中で選ぶということが、非常に現実問題として難しい実態があるということ、これはご理解をいただけたらいいのかなと思います。

民営化は、そういったことも含めまして、どんなに優良な法人さんが受けてくださっても、ある程度子どもには混乱と負担がかかるということは、そこはどうしても認識していただかないといけないのではないかなと思います。ほかの自治体ですばらしいガイドラインをつくっておられるところもありますけれども、それでもなおかつ混乱は生じているということ。

そこは、さっきも申しましたように、別に公立保育園に通っているから、その3%の子どもだけが引き受けなければならない問題ではないのではないかと、これがどうしても考えてしまうところで、好きこのんでその公立保育園に行ったというのは、別にその公立保育園が恵まれているから行ったとかいうことではなく、たまたま地域の中でそこに通いやすいから、親がそこに通うことをたまたま望んだからその保育園にいただけであって、そこから選別される3%の子どもというのが、やはり論理的必然性というのが私はどうしても感じられない。そのところ

では平行線ということは本当にご指摘のとおりです。

ですが、書きぶりとしてどうかしていただくということであれば、反対があったということもきちんと明示していただくことと、あと論理的に書き込むことができないはずの1番、7番、10番ぐらいでしょうか、次の協議体でやることを余り具体的に書き込み過ぎるということをお避けいただき、次の協議体に譲るということ、そういうような書き方にしていいただければ、私はそれでも構わないと思います。

○会長

B委員、どうぞ。

○B委員

1つは、J先生から、利害関係者が密室で団交でというような労働組合批判をするような言葉をここは言う場ではないのではないかと私はすごく感じました。

子育て支援ですけれども、子育て支援は市の施策としてきちんとやるべきだと思いますし、家庭にいるお子さんの支援もきちんとするべきだと思っていますが、それとなぜ民営化なのかということが結びつかない。民営化したところで、子育て支援が充実している自治体があるならば、どこの自治体なのか、どのようにしたら民営化することで子育て支援が充実したのか検証もされているのか。私の知る範囲では、民営化をして子育て支援が充実したという自治体は、存じ上げません。

そして、今、子どもにとってお金をたくさんかけるのが必要ではないかという意見が出ています。隣の市川市では、民間保育園に働いている人も公立保育園に働いている人も、同じ保育歴だったら同じ給料が払われているのです。E先生がグローバルな話をしたので、私もさせていただければ、国の補助制度が民間保育園に対しては経験年数を5年ぐらいしか見ていないという今の制度では、民間の保育園の事業者がどんなに頑張っても、経験年数が長い保育士を置くというのは困難があるのです。そういう中で、市川市では独自に市の予算の中で民間保育園に働いている保育士も、働いている保育士だけではなく職員も、公立保育園で働いている人と同じだけ給料が払えるような市の施策として予算をつけているのです。

そういうこともできるにもかかわらず、なぜ民営化が先に来るのか。この委員会の中で、船橋の子どもたちのより良い保育を考えたいということでたくさんの方が参加されている。もっと認可外にも予算がつくべきではないか、幼稚園の預かり保育にも予算が必要なのではないかという意見が出ていたにもかかわらず、民営化で終始した委員会だったということで、私やA委員が発言回数が多くなってしまったのは申しわけなかったかもしれませんが、話の中身が民営化に集中していたということが大きな問題だったのではないかと私は思います。そして、この委員会の中で民営化の判断を迫られるべきなのではないでしょうか。一人ひとりの判断を、きちんと民営化賛成なのか反対なのか、その意思表示をきちんとしなければいけないという委員会だと私は認識しておりませんでした。

○会長

I委員、お願いいたします。

○I委員

いろいろな意見が出て、いろいろ勉強させていただきましたが、少し前進する話をしたいと思うのです。それは何かというと、いみじくもA委員さんから先ほど出たように、ある市で民営化に当たり市内にある福祉法人に手を挙げろと言ったら、なかなか挙げない。あげくの果てに出てきたのは、九州の法人であったと。私は、この雰囲気こそつくり船橋市私立保育園協議会の方々に説明したならば、市内から果たしてどれだけの人が手を挙げようと思うか。委託するからには、あるいは移管するからには、早くその新しい環境に子どもが慣れていくための方法を我々大人は考えてほしい。

そうでなくて、このままの雰囲気で何年間も何年間も、一挙手一投足にわたって、ああでもない、こうでもない、ワーワーということで、新しく受託した法人が頑張ろう、やろうという気が起きるかどうか、私はそれを大変心配するのです。下手をすると、先ほどご指摘のあったように、九州からやろうというふうに、この雰囲気を知らない法人がやろうと手を上げるような事態すら起きかねない。幸い温厚な我が協議会の会長は、私もその協議会の会合には出ておりますけれども、この雰囲気は余り伝えていない。だって、この雰囲気を伝えて、「よし、やろう」とだれが手を挙げますか。

我々は、委員として考えなきゃいけないのは、どうしたら新しい受け取る法人が頑張ろうという気を持ってくれるか、あるいは新しい法人に委託したところの子どもたち、親たちが、早く新しい環境に慣れていくことができるかということを経験すべきで、一挙手一投足まで我々は見逃さんぞという形で干渉していくのであれば、これはやる意欲をそぎこすすれ、頑張ろうという気持ちを起こさせてはくれないのではないか。

そこで考えられるのは、ある程度の監視をするのは必要でしょう。しかしながら、その期間は極力短いほうがいい。そうでなければ、もしこの雰囲気を新しくできる委託を受けた法人の保育園に対して何年も何年も押しつけていくということになれば、いつまでたっても子どもの幸せはかなりの確率で減ぜられてしまうのではないか。我々が考えることは、どうしたらいい法人が受けてくれるか、どうしたら新しい雰囲気に子どもが早く慣れるか、そのことを心配すべきなのではないのだろうかと考えます。

○会長

今、いろいろな方々のご意見がございました。1つは、この数値の前のところに、この委員会としては、財源と人手を確保するためには一定数を限度とする民営化はやむを得ないと判断したと。これについては、A委員、B委員から、明らかに反対があったという明記をしてほしいというご意見がございました。両論併記とはできないということについては、ご意見ございましたので、反対があった旨を書き込ませていただく方向で最終案は調整したいと思います。

それから、この1から11の書きぶりについては、私はこの委員会の結論として、ある程度責任を持って最終の結論を出さなければならないとは思っております。できれば決は採らない、あるいは採れない組織であることは、B委員もおっしゃったように、そう考えておりますので、そういう意味では、全体の傾向として、例えばこういう話であったとか、今お話しさせていただいたように、反対の意見があったことについては書き込みをします。

けれども、具体的に、今お話があった、立場によって、25年4月とか原則2年というようなこと、あるいは先ほどお話がありましたけれども、3年程度開設するということについて、ここを先延ばしするということがいいのかどうかということ、またこれは考えなければいけないことだと思うわけです。つまり、先延ばしすることによって、具体的には協議期間がさらにまた短くな

ってしまう。

私たちは全面的な権限を委ねられている会議ではありませんので、限られた私たちの役割の中で最善の議論をしなければならないわけです。具体的には、平成 25 年の 4 月という、少なくとも市から出された提案を受けての私たちの議論ですので、そういった意味で、平成 25 年 4 月ということを用意すると、最大限私たちが書けることは、それ以前であってはならないという書き方と、それ以前であることをしないということを前提にして、ぎりぎり 2 年間の移行期間、そこをきちんと保障するということ。

そこについては、むしろ私は最大限書いたというつもりで交渉をしてまいりました。それが市として出された原案に対する私どもの議論であったと考えているわけですが、これについて少しご意見をいただいた上で、この 1、7、そして 10 ですが、10 の議論というのは、むしろそれ以降の、具体的には、ある種、組織をどう総合的につくるかという議論だと思いますので、私は残された時間をそこに持っていきたいと思っています。まず、この 1、7 の年数の書き方ですが、これについて、書くべきだと私自身は思って書いているわけですが、これについては書かないほうが良いというご意見がございました。それが主流であれば、ここを書かない形で最終の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉局長

すみません、ご議論いただく前に、簡潔に当方からのご要望を申し上げますが、やはり年限、平成 25 年 4 月からの実施というのは、市の立場からすれば、ぜひとも書き込んでいただきたいと思っております。これは、一方は新たな地域支援のシステムであったり、また、新たな待機児童対策、認証保育所の問題もございました。そういったものに新たに早く踏み出すために、やはりそれなりの財源と人材が必要です。時期が遅くなれば、それだけ財源がなくなりますので、そこはご理解いただいてご議論をお願いしたいと考えております。

○会長

いかがでしょうか。

○A 委員

ちょっとよくわからなかったのですが、さっきの I の議論の中で、提言の中でも、25 年から始めるのではなくて、できるだけ早く 22 年度中、あるいは 23 年度の早い段階から進めるのであって、別に民営化と必ずしもバスターで同時期に開始しなければならないということではないということは、前の議論にあったのではないかと思うのですが。

○健康福祉局長

先ほどから財源のお話がいろいろ出てきています。とにかく予算を付ければ、お金を付けば、どんどんやれば良いではないかというお話があります。ただ、私どもの立場、特に私の立場ですが、私、健康福祉局ということで、非常に幅広い分野、子育てだけではなく高齢者の分野、また、今いろいろな社会状況の中でいろんな問題を抱えられている方、いろいろございます。そういった方にできる限りの支援をうまくしていくという必要がございます。そのためには、やはり財源の効率的な使用、配分というのは当然大事になってきます。

その中で、仮にこの民営化をやることによって、そういったものが得られて、うまく影響のな

い形でできるのであれば、これはぜひともお願いしたいと思います。その準備は25年4月からということが前提にあれば、その時期からしてどれだけの財源が浮いてくるという逆算ができます。その逆算ができる中で、どれだけのお金を回すことができる云々、そのこの一歩先に行った議論ができる、そういうことでございます。

○A委員

今の発言はちょっと……

○会長

ちょっと待ってください。ほかの方のご意見を求めたいと思います。

○A委員

理解ができない。そうなりますと、だから、25年4月からじゃないと、提言のIに書き込んだような子育て支援策というのが、要はできないというふうにおっしゃっているように聞こえるんですけど。

○健康福祉局長

25年4月の民営化を前提としつつも、それに向けて、地域支援ネットワークについては、ここにいただいたように、それよりも前に検討を進めていき、できることはやっていくと、これは当然でございます。

○A委員

じゃあ、そのほかに、さっき言いました待機児童対策とか、そういった財源が必要なところについてはどう考えているのですか。

○健康福祉局長

25年4月というのは、後ほど出てくる2年間の配慮期間、移行期間ということをお前提にすると、早くとも25年4月ということになるのですが、この時期が後ろ倒し、後ろ倒しになっていけば、先ほど申し上げたとおり、それだけの財政効果というのも後ろ倒しになって出てこないわけです。そこまでに、ほかの分野に使い得るお金というのが捻出できないということです。

○A委員

来年の4月からの待機児童対策ということをどうやって考えているのだということ、すべて民営化の財源を当てにするのだとすれば、待機児童対策だって何だかんだだって、25年までできないということになっちゃうんじゃないですか。

○健康福祉局長

民営化の財源をすべて当てにするということではございません。規模が全く違います。ほかに使う分野で、もっとたくさんのお金が必要です。ただ、できるだけ捻出できるタイミングというのは、早ければ早いほど市の立場からすればありがたいということでございます。

○会長

ちよっとごめんなさい。この議論はここでちょっと中断させてください。もう時間が限られておりますので。今のお話は、具体的には市としては、これがお互いのきちんと議論をしたことを前提にして、今日は傍聴の方でたくさんの市議の方もいらしてくださっています。少なくとも、私たちが最初から申し上げました民営化を、具体的には、公立保育園で、今、例えば民営化された保育園の子どもたち、あるいは民営化されると決まった保育園の子どもたちに犠牲を強いる、それはある程度やはり犠牲を強いることになるだろうとは思っています。それは、ある意味で言えば、ひょっとしたらここに書かなければいけないことなのかもしれないとは思っています。

けれども、それを最低限のものにする、このための議論を私たちはかなりしてきたと思っております。また、そのための仕組みづくりということをやってきた。つまり、それは何かといえば、今までの船橋市という市の話の進め方は、先ほど来皆さんからありますように、いわゆる表の舞台で、きちんとさまざまな立場の方たちがこういった保育のあり方を考えるということを公開でやってきたことはなかった。少なくとも私が船橋にかかわり始めてこの8年間はなかったわけです。

こういった議論をきちんとしながら、お互いに今やれることを議論し合いながら、ある意味では、民営化される保育園の子どもたちや親たちにはしばらくの間我慢をさせていただかなければならないかもしれない。けれども、その我慢は、先ほどI先生がおっしゃったみたいに、最低限にそのところをするような方法ということ、あるいはそれ以降、優秀な保育士の方々の力で子どもたちの生活をよりよくしていくということを実現できるような組織の方々に移行していく、これを民営化の中で実現していくということだって、ないというふうにおっしゃいましたけれども、私はたくさん見てきております。

ですから、そういう意味では、今議論しているのは、すべての船橋の子どもたちや親たちに対して、大人たちがどう力を合わせて、どう保育サービスというものを提供していくのか。こういうところで既得権では議論しない、つまり、いろいろな方たちの子どもたちの問題をみんなで議論していこうということで始まったものです。そういう意味で、最大限のものをここで出したいというのが私の願いでございます。

そのために、私もこの半年間、かなりの時間をこの議論のために使ってまいりましたし、最低限ここでは議会に託し、そして、市の行政に託しながら、私たちがやってきたものの実現を目指したいというのが私の最後の願いでございます。ぜひ最終の考え方、そして、1番から11番の中身についてのご議論ということ、最後、ご意見がある方はいただいた上で、最終の提案の仕方についてお話しさせていただきたい。

どうぞ。

○E委員（有識者）

一言だけ。報告書が、私はこれを送っていただいて、割とわかりやすくすんなり読めたのですけれども、ぜひ方向性は、当たり前のことですけれども、細かいところにこだわり過ぎて全体像がわかりづらかったり読みづらいということではなくて、やはり基本のところをきちっとした建設的な提案になるように、それを第一にして、ぜひ最終の原稿を校了していただきたい。私はそう思います。

○B委員

今、会長から「子どもが犠牲になる」という言葉を聞いて、なぜ子どもを犠牲にして民営化しなければいけないのかという根本的な問題をもう一度改めて私は考えさせられました。私は、良い民営化はないと思っています。良い民営化があるということで、良い民営化を目指すならば、25年4月からというのはガイドラインをつくるのに数カ月しかないんです。それで果たして市が言っているような良い民営化ができるのかというのは非常に疑問だと思いますし、なぜもっと時間をかけてきちんとしたものをつくろうとしていないのかというのは、非常に問題があると思います。私はやはり、ここまで議論しても民営化に対しては反対という姿勢をとりたいと思います。

○会長

ほかにご意見はございませんでしょうか。

○A委員

民営化の影響を最小限に抑えるために最大限の提言をするということであれば、やはり私は25年4月というのはまずあり得ないのではないかなと思います。ほかの自治体の移行ガイドラインを見ても、2年というところが提示していただいた中では決して高い数字ではない、最大限ではないのではないかとことを考えますと、これを25年4月からと限定してしまうと、そもそも先の検討組織を設けるということ自体、どこまで効力があるのかということすらも、ちょっと疑問に思ってしまうことがあります。

だから、そのところは、25年4月移行となるのか、「から実施することを目指す」というレベルなのではないのかと。「するものとします」とまでは、ここまでは書けないのではないかと私は思います。そういった点で、同じように1番、7番につきましては、原則2年というのも本当は2年以上だと思いますし、本当に最大限に配慮するというのであれば、そこについては最善のガイドラインを参照した数字を入れてもいいのではないかと私は思います。

○会長

はい、どうぞ。

○J委員（有識者）

先ほど団交云々と言いましたけれども、別にそれは組合を意識して言ったわけではなくて、今までの当事者が直接行政に対して陳情するという形式、そういう行政のあり方は変わりつつあるのではないかと趣旨で言ったまでですので、誤解なきようお願いします。

私は、ここに書かれているのは、ある意味で、プラスに考えると行政を縛るわけですね。逆にここに書いたもの以外のことをやるのが難しくなるわけで、ですから、それは非常に意味のあることだと思っています。それから、やはりこれは最低ラインなので、1番について言えば、これは25年4月以前にやってはいけませんというのが最低の要請なわけで、そこから以降どうするかというのは、これは行政判断、政治判断かもしれませんが、いずれにしてもそういうことであろうと思います。

ただ、私は、さっき局長が言われたように、ここで始めることでほかのいろいろな施策と連動して予算を付けてやっていけるのだと、そういう積極的に前向きに語れるのであれば、ぜひ私個人としてはそれを後押しする形で書いてあげたい、書き込んであげたいという思いはあります。ただ、最低ラインとしてはそういうことかなと思います。

○会長

ほかにございませんでしょうか。今、お話がありましたけれども、1番につきましては、先ほどA委員から出てきましたが、平成25年4月以降という書きぶりについて、最終的に市と調整をさせていただいた上で、この文言については記載をさせていただこうと思っております。

すみません、今時間の終わりが来てしまったのですが、1つ、例えば7番は原則2年ですので、この書きぶりについては、これで皆さんのご意見の中でのおよその傾向を入れているのではないかと私は思いますので、これについてはこのままでいけるのではないかと私は今判断をしております。

ただ、先ほどG委員から出てまいりました、かなり重要な問題ですが、「認可保育所の運営経験のある社会福祉法人など」というくだりです。ここについては、もう一段、皆さんからのご意見をいただいた上で、ここはむしろ逆に、例えばここではこういう段階にとどまったみたいな書き方にするのか、ひょっとしたら、これからの民営化を具体的にしていくときに、先ほどお話があった、例えば学校法人は社会福祉法人などのところに当然入るわけですがけれども、例えばそういう学校法人を入れることが必要なのか、あるいは「認可保育所の運営経験」を削除するのか、これはかなり議論としてはあると思いますので、具体的にはこの項目を削除するという、これはそういう意味で言うと、プラス・マイナス両方あると思うのです。今、これで制限できるということと、これを削除するというのは、逆に、かなり次の移行のところを考えていく組織、あるいは市がダイレクトに提案するという形になってきますので、そういう意味では、私はここである程度決めておきたいという気持ちがあつてこれに書いたことなんですけれども、これはいかがでしょうか。

はい、どうぞ、G委員。

○G委員

今の会長のご配慮に感謝したいと思うのですが、これは大変難しい問題です。むしろこの委員会は、いわゆる保育のあり方ということで進めてきましたから、先ほど発言したように、これはこれで解釈ができると思う。ただ、私が非常に注目しているのは、船橋市のこれからの保育行政はどうなるのだろうと。そういう面では、市長を初め市議会の先生方の判断に任せたいと思うのです。ですから、これは逆に言うと削除していただいて、さらに細かい移行委員会等の中で最後持ったほうが良いと思います。

先ほどから出ていますように、余り細かく細かくこういうものをつくるべきではないと思うんです。弾力性がないものは夢がないし、結果的には拘束してしまうもので、心配の面、いい面あるかと思いますが、できるだけシンプルに、多くの方が解釈できるようなものを出していただくことで、会長のご配慮のほうが私は大変よかったのではないかと思います。

○会長

いかがでしょうか。

○A委員

私はG先生と逆の立場になりますけれども、やはり丸々削除というのはちょっと心配というか、危険性が高いのではないかなと思います。「社会福祉法人など」の「など」の範囲がかなり微妙

なところがありますし、今まで船橋市の姿勢というのは、企業はその中には含めないということできずとやってきていますので、現状を追認するような形であるとすれば、社会福祉法人、学校法人というような、既に認可園の市内での実績のあるところに私はこれは絞ったほうがよろしいのではないのかなと思っていました、その意味では、「など」のところをきちんと学校法人とかと書き込むということはあるのではないかと考えています。

○会長

そうすると、「認可保育所の運営経験」が多分もう一つ大きいキーワードになってくると思うのです。当然ほかの自治体なんかでは、幼稚園の経験で保育所を受託するところはかなりありますので、そういった意味では、この前のくだりのところを削除するのか。多分、G委員はそのことを先ほどおっしゃっていますので、ここを削除して、例えば「民営化受託者は社会福祉法人、学校法人とします」という書き方はできると思いますけれども。

○A委員

私の個人的な考え方ですけれども、新設の保育園を学校法人さんが始めることは、そんなに困難ではないし、既に実績のあるところだと思うのですが、やはり民営化の園を受託するということは、保育をすること以外の検討事項であったり課題であったりということが非常に多いということを考えますと、認可保育所の運営経験があるほうが誰にとっても幸せではないかなとは思いますが。

○会長

はい、どうぞ。

○J委員（有識者）

そういうふうにも思いますが、ただ、異論も出ている以上、これは「経験のある」が社会福祉法人までにしかかからないという解釈も可能ですが、それから、NPO法人、財団法人といった可能性がゼロなのかというのはよくわからないのですけれども、「など」としておいても、結局それに準ずるものという解釈になるので、多分そこからは株式会社等は外れるということでしょうから、やはり先ほどG委員が言われたように、余り縛りをきつくしておくと、後からこうしておけばよかったということがなくはない。ある程度の解釈で柔軟にというか、これも最低限のものが担保ができるようには大丈夫ではないかと思うのですけれども。

○会長

具体的に最終案のところはどういう書きぶりにするか。具体的に委託というのは、基本的にはこちらがどういうふうに希望するかということと、最終的に委託あるいは移管方式というのは市が決定することですので、そういう意味では、市のガイドラインにこちらの意見がどこまで出せるかということになると思います。

今の4番目の項目につきましては、皆さんの今お話し合いになった趣旨を参考にいたしますと、「認可保育所の運営経験」をどう配慮するのか、あるいは「社会福祉法人など」というところをどう配慮するのか。この問題について、もう一度市と少し詰めさせていただいて、この部分については加筆修正させていただく形をとりたいと思います。

それから、10番の「3年間程度」という協議会の設置期間の問題ですが、これも実は議論が二通りに分かれました。つまり、子どもたちのためを考えたら、余り監視体制ではなく、できるだけ建設的な対話がきちんとできるような組織、なおかつ、それは早く子どもたちが慣れるためにそれを運営していくことが望ましいのではないかという話がありました。こういったことを踏まえまして、最終的な文言として、この3年程度ということはどう加筆するのかということについても提案をさせていただこうと思っております。

以上ですが、今日大変時間を延長しております、今後の進め方につきまして最後お話をさせていただいて、終わりにさせていただこうと思っておりますが、議論ができていないことがございます。1つは資料2に関しまして、前回の議論を踏まえまして、民営化の準備委員会、選定委員会、三者協議会、それから検証委員会、この4つの組織を立ち上げるということで、提案を私は市と詰めてまいりました。

この組織についてですが、今日お話のあったことの中で議論ができていない部分もございませぬけれども、一応この4つの組織をつくるということで皆さんには既にお送りしてあると思っております。すみませんが、ご意見ございましたら端的に意見だけいただいて、この組織については要望という形で、この委員会の要望を出させていただこうと思っております。すみません、5分間だけちょっと延長させていただいて、簡単にこのご意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

○B委員

一番初めの船橋市公立保育所民営化準備委員会についてですが、有識者選定に当たっては、「1名は保護者推薦にすること」を加えていただきたい。保育所関係者は公立保育所関係者とする。保護者は5名とし、父母会連絡会の推薦を必要とすること。会議の成立要件は保護者3人以上の出席をもって成立すること。会議は、保護者が参加しやすいように、平日19時以降または休日に開催し、保育室を設けること。

それから、船橋市公立保育所民営化事業者選定委員会ですが、該当園保護者5名とすること。会議の成立要件は、保護者3人以上の出席をもって成立とすること。会議は、保護者が参加しやすいように、平日19時以降または休日に開催し、保育室を設けること。

最後に、船橋市公立保育所民営化検証委員会ですが、委員に船橋市立保育園の保育現場職員を5名、保育士3、栄養士、看護師を入れること、これを加筆していただきたいと思っております。

○会長

これかなり大きな加筆になりますので、皆さんのご意見を少しちょうだいして調整に入りたいと思っております。

A委員、どうぞ。

○A委員

余り細かいことを言い過ぎになることは難しいかなと思っておりますが、どうしてもというところだけ申し上げておきます。有識者という方が三者協議会以外のところには含まれていますが、その中には、やはりかなり保育の中身に突っ込んだ話になりますので、保育を専門に研究している研究者を入れてほしいということがまず要望です。

あと、保護者も、準備委員会なんかにつきましては、選定委員会と違いますので、保護者とい

うのはやはり全般状況をわかっている人間のほうがよろしいかと思うのです。そういった観点からも、B先生がおっしゃったように、父母会連絡会といった父母会組織がございますので、その代表者に入っていただくということが望ましいと思っています。

あと、保護者はかなり子育て真っ最中の方ばかりになりますので、会議日程については、保護者のスケジュールを最大限尊重していただきたいということを強く要求したいと思います。

○会長

はい、どうぞ。

○J委員（有識者）

2名がいいのか、3名がいいのか、意見がないわけではないですけれども、これは基本的には事務局の提案そのままていくしかないのではないかと。なかなか2名か3名かという議論は難しいですし、ただ、その中で、今いただいたような、こういったことに配慮してほしいとか、例えば保育の専門家であってほしいとか、あとは保育の関係、託児とか、そういうのは要望としてお聞きになればいいのではないかと思いますけれども。

○会長

ほかにご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○M委員（有識者）

ただいまのご要望を検討していくと考えると、1番の民営化準備委員会の（2）、事業者の選定等もここで検討するようになっておりますけれども、これについては、事業者選定委員会の事項として、上の準備委員会はガイドラインの検討や、とにかく子どもたちや保護者の方たちに丁寧な配慮をしていくというところに力を入れた構成にしていくことがよいのではないかと感じました。

○会長

ほかにご意見ございますでしょうか。

B委員、どうぞ。

○B委員

人数ですが、やはり保護者の意見をより一層聞くという立場が必要だと思いますので、最低5名は必要だと感じています。

○会長

ほかに、この組織についてのご意見は……。すみません、非常に時間の配分が悪くて最後にこの組織についての時間を十分とることができませんでしたので、これからのこの最終の提言をどうまとめるかということと、それから、組織についての提案ですが、この委員会自体は今日で最終ということになっていますので、これをどういう形で、この後、皆様のご承認をいただいた上で最終答申とさせていただくのかについては、市のこれからの予定について少しお話をいただいて、皆さんにお諮りをしたいと思います。いかがでしょう。

お願いします。

○保育計画課長

それでは、予定でございますが、具体的にはこの提言書ができ上がりましたら、会長と市長との日程を調整して提言をしていただくということがございます。それから、この提言をまとめるに当たっての調整の時間を、第一次報告をまとめたときの期間を参考に、その程度でお願いしたいと考えております。

○会長

そういたしますと、これからの方法ですが、今日皆さんからいただいたご意見を私のほうで一次答申のときと同じように取りまとめをさせていただいて、もう一度全員の方にお送りさせていただきます。その上でご承認をいただければ、それをもって最終案にする、あるいはそこでまたご意見があれば、1回ぐらい多分調整する時間があると思います。今日が木曜日ですので、どうでしょうか、来週の前半ぐらいのところで、これの最終答申の案を修正して皆さんにお送りするぐらいのことをしないと間に合いませんか。

○保育計画課長

来週火曜日が休日でございますので、できたら月曜日ぐらいに作業を終えて送りたいと。

○会長

そうしましたら、私と市の間で……

○保育計画課長

すみません、意見をちょうだいするのは月曜日ぐらいまでで締め切ってしまうということで、来週中にとということです。

○会長

月曜日までに皆さんからのご意見、具体的に、こちらで今日の議論を踏まえて、原案づくりに入ります。それと皆さんのご意見、もし今日言い足りなかったことがあれば、来週の月曜日までにいただいた上で、来週中に最終の提言案を私と市でつくらせていただいて、再来週早々、29日ぐらいには皆さんのお手元に最終案をお送りさせていただく。ですから、今月中には最終案をつくって皆さんに送らせていただくというふうに考えます。それをもとに市長に出させていただきますので、その間、ご意見に対しては事務局から多分調整させていただくお尋ねなんかをさせていただくことになると思いますけれども、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局はそれでよろしいでしょうか。もう一度確認いたします。22日までにご意見をください。それから、29日までに最終案を事務局と会長で責任を持ってつくらせていただきます。それを皆さんにお送りさせていただくという形になります。

最終的な案に対するご意見が当然ある可能性もありますけれども、それにつきましては、あらかじめその週末のところで皆さんと確認させていただいた上で、最終の確認がいただけるような案で、できれば29日、30日あたりで皆さんにお送りさせていただけるようにしたいと思ひます。ご意見が出た方については、そのような形をとらせていただく。それで何とか今月中に結論を出

させていただいて、市長に答申を上げるという形になると思います。よろしいでしょうか。

ちなみに、今日の皆さんからいただいたご意見につきまして、修正は、今日終了次第、市と調整に入ります。今日ご意見いただいたいろいろなものにつきましては、随時ご意見をいただいた方と修正案の調整を図らせていただきますので、これもよろしくお願ひしたいと思ひます。このような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○B委員

最終のものは、皆さんの意見を入れて、それをここで議論というのはないのですか。

○会長

今日が最終になりますので、その議論はありません。

○B委員

この委員会として出るわけですね。

○会長

はい。

○B委員

それがばらばらで、手を加えたものが出ていくということに対しては、いかがなものかと思うのですが。

○会長

具体的には、ですから、先ほどお話ししましたように、個々人、皆さんの今ご意見については、まず最終のこの委員会の中で話されたことについての修正は加えます。なおかつ、22日までにいただいた皆さんのご意見については、今月中に皆さんのお手元にお送りする。それまでに、それぞれのご意見について、事務局から調整させていただく。皆さんでお集まりいただくことはもう会議としては持てませんので、こういう形でやらせていただくしかないのではないかと考えております。これは前の一次答申のときと同じような方式になりますけれども。

○B委員

一次答申は一次報告という形だったかと思いますが、今度は最終答申、提言という形なわけですから、非常に無理があるのではないかとありますが。

○会長

その最終の提言案に対しても、要するにご意見があれば、それに対して伺いながら最終の案を決めざるを得ないと思いますが、具体的に29日、30日あたりのところで完成するものについては、事前に皆さん一人ひとりにご意見をちょうだいするという形をとって事務局にやっていたくつもりです。それでやる方法しかこれはないと思いますが、B委員はどういうご意見でいらっしゃるのでしょうか。

○B委員

最後をやはりみんなで確認したほうがいいのではないかという思いもしました。

○会長

それは皆さんどのお考えかということ、ごめんなさい、もう時間がないのであれですが、それは現実的に市の体制としてできることなののでしょうか。あるいは、今私が申し上げたような形でとるということは、この最終の意見としてまずいと判断しなければいけないことなののでしょうか。そこをちょっと皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○E委員（有識者）

多分、もう一回集まっても議論が平行線になるだけで意味がないと思いますので、ご不満な方はメールで何回でもやりとりしていただいて、納得できるところで落としていただかないと、全員をできれば巻き込まないようにしていただきたい。

○J委員（有識者）

あとは、本来であれば、今日議論したことをもとにまとめればいいわけで、22日までというのは、私個人は別にやる必要のないプロセスだと思います。つまり、そこでまた全然議論しないことが出てきたら、それこそまとまらなくなる可能性があるのも、そういう意味では、今日議論したことをベースにされればいいと思います。

○A委員

結局、今日議論したことをベースに書いていただくので別に私は構わないのですが、ただ、そこで折り合わなかったところをどう調整するかという、その方法論を知りたいです。

○会長

折り合わないところでの調整というのは、私は22日までにご意見をいただくのは三者協議会等の組織の問題だと思っています。そこについてのご意見を22までにいただくという形になると思います。これは市の組織の問題ですから、答申とはまた違う話になりますね。

それから、最終の提言案につきましては、具体的に今日の議論を基につくらせていただく。その間に、当然今日のご意見いろいろありましたので、メール、あるいはさまざまな電話だとか、ひょっとしたらお目にかからなければいけないかもしれませんが、そういう形で最終の案の調整をしていくということになると思います。

A委員のご発言につきましても、一応先ほど話しました形での修正を皆さんのご意見に基づいてしていく予定ですが、それを事前に確認させていただいた上で、最終の提言という形で持っていこうと思っています。それで違いますでしょうか。それしか私はやりようがないのではないかと考えておりますけれども。

○A委員

細かいことになりましたけれども、言ったことを盛り込んでもらえれば、別にそれはそれで構わないのですが、例えば保護者の人数が何人だとかという数字のところ、折り合わないようなとこ

ろがあるので、そのところでどっちをとるかということになっちゃうと、なかなか難しいのかなと思ったというところです。

○会長

組織の問題につきましては、これはここの検討会として言えることと市がお出しになってくることと、こちらとしてはもう要望しか出せないとは判断しています。そういう意味で、皆様のご意見は、ここについては十分な議論ができなかったのご意見をいただこうと思っているのですが、市としては、そういう形でここの調整はできませんでしょうか。

○健康福祉局長

今、ご提案させていただいている内容が現段階で我々としては一番ベストな案だと考えておりますが、ただ、先生おっしゃるように、ご意見をちょうだいして、可能な範囲での調整はさせていただきたいと思っております。

○会長

こういう形で進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。今、J委員がご発言いただきましたけれども、最終の提言案につきましては、今日の議論でももちろん調整させていただくということになります。ですから、言葉で、最終的に多分調整できなかったのがⅡの民営化の4番のところですが、どういう書きぶりにするのかということについては、若干私のところでも結論が出ておりませんので、これにつきましてはどういう書き方がいいのかということについては、今日ご発言いただいた方々に少し確認をさせていただきながら、できる限りこのところでは一番いい方法をとりたいということでございます。あとは大体大丈夫だったと思っておりますけれども。

○B委員

そうすると、委員会として民営化を判断したという文言になるということですか。

○会長

はい、それはそうです。反対があったということについては加筆させていただくと先ほど申し上げたとおりです。よろしいでしょうか。

すみません、30分も超過してしまいましたけれども、一応今お話しさせていただいたような形で今後の扱いをさせていただく。よろしいでしょうか。

それでは、最後、事務局からよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) その他

○健康福祉局長

お時間超過した中で、大変恐縮でございますが、事務局を代表いたしまして私から一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

本委員会につきましては、4月以降、長期間にわたって、また、いろいろなスケジュールの中でご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。正直、私、8月にここにお邪魔することになりました。局長をやらせていただいておりますが、この船橋でこうやってさまざまな子育て関係者の方々が一堂に会してご議論いただき、すべてのお子さんのために何が一番大事なの

かということをご議論いただいたこと、大変ありがたく思います。私としては、いただいたご意見、ご議論、ご提言、これをできる限り市の施策に反映したいと考えております。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、4月から始まりました保育のあり方検討委員会ですが、今日最後になりました。最後まで、しかも、最後の会は30分も超過いたしまして、本当に会長として、さばきということについては、私も考えさせられるこの検討委員会でした。

私なりに最善を尽くして、半年強ですけれども、市の事務局とずっとその調整をしながら、最もいい結論を出すための議論をしたいということで、1回もそういう意味ではおろそかにしたつもりはございません。そしてまた、皆さんと一緒に議論ができたということについては、きっとこの船橋にとってみると、この会議があったことが、これから特に保育制度改革の中でこういった話し合いの場が各地域の中で必要となっている時期だけに、恐らくこの議論というものがこれからの船橋の保育のあり方に大きな意味合いを残すであろうと私は信じております。

私自身は市民ではございませんので、これが最後になりますけれども、ぜひこの議論を生かして、これからの船橋市の保育をよりよきものにして、そして、子どもたちと親たちがこの船橋の中で暮らしていくことを支えられる保育を実現していただければと思っております。

本当に長時間、そして、皆さんには本当にお忙しい中をずっとおつき合いくださいます、ありがとうございました。これでこの会議を終わりにさせていただきます。

午後12時04分閉会